

平成 25 年度 北海道地方非常通信訓練の実施結果

1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うとにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る。

(1) 北海道と被災想定市町村間の訓練

ア 非常通信必携（平成25年3月改訂 北海道地方非常通信協議会発行）に掲載されている「地方通信ルート策定のための指針」に基づく、北海道と市町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。（北通陸第178号H25.8.22により「非常通信ルートの見直し」を行ったルートを含む。）

イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況下を想定した、非常通信の確保の方法の検討。

ウ 複数の市町村が訓練に連携参加することによる市町村同士の通信ルートの検討。

(2) 被災想定市町村と地域防災計画で指定されている避難場所等との訓練

必要に応じて、市町村防災行政無線や当該市町村内に存在する自営系無線、コミュニティ放送、IP告知システム等を活用した、被災想定市町村と避難場所等の間における通信ルートの策定又は検証。

(3) 大規模災害等を踏まえた訓練

東日本大震災から得られた防災対策に関する課題への対応力向上等に向け、非常用電源の確保や広域・大規模災害に対応できる通信ルートの柔軟な多ルート化等を可能な限り訓練内容に取り込む。特に、衛星携帯電話や衛星回線等の災害に強い一定の通信ルートの確保を図り非常通信に活用すること。

2 実施日時

平成26年3月26日(水) 13時30分～（訓練終了時刻：16時30分）

3 参加機関(12機関)

北海道（本庁、胆振総合振興局）、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町

4 災害想定

平成26年3月26日(水)13時30分頃、北海道太平洋沖を震源とする地震が発生し、胆振総合振興局管内で震度5弱を観測した。

また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難するとともに、一部の住民等は、近隣の市町村に避難した。

5 訓練の条件

- (1) 電気通信事業者が提供する固定電話、携帯電話は、輻輳等のため使用不可能。ただし、衛星携帯電話、自営系無線（市町村防災行政無線、消防無線等）は使用可能とする。
- (2) 被災想定市町村にある北海道防災行政無線及び北海道総合行政情報ネットワークの地上系回線は、破損等のため使用不可能。
- (3) その他の通常使用している通信ルートは、通信の途絶又は輻輳の発生のため使用不可能。あるいは、非常通信ルートは全て破損等のため使用不可の場合も想定。
- (4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信ルートの使用、または、非常通信ルートが使えない場合を想定した地域の実情に応じた臨時のルート（国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等）により実施する。

6 訓練の実施方法

別紙のとおり

7 訓練報告関係

(1) 訓練結果の総評

「平常時には使用しない機能やIP電話の確認をすることができた。メール送信による訓練も必要ですが、使用できなくなることを想定した今回の訓練も必要。」「普段から活用していない端末、伝達ルートを確認できた。今後も必要に応じて活用していきたい。」「使用方法や呼び出し音の音量などの確認ができた。」などの報告があり、有意義な訓練であった。

(2) 問題点及び課題並びにその改善方策

ア 通信機器のトラブルはなかったか（機器の故障、機器の取扱方法の未習熟）

- ・ 問題なし。

イ 計画どおり通信できたか（ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか）

- ・ 問題なし。

ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか（訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか）

- ・ 問題なし。

エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・ 各市町への衛星回線FAXが短縮ダイヤルでないため、若干の時間を要したが大幅な遅延はなかったと思う。
- ・ 振興局からの連絡が遅く思えた、各自治体へ一斉連絡することは不向きと感じた。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・ 一部の自治体において、備蓄している発電機や非常用発電機を使用して訓練が行われた。

カ 今後の課題

「情報端末の使い分け、操作時間の短縮」「非常通信ルートの把握及び複数者での対応」「代替施設に退避した場合における連絡手段の確保」「今後も、継続して訓練に努めることが必要」などの報告が寄せられた。

(3) 策定した地方通信ルート

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・ 通常通信ルートが使えない状況で、今回、行った衛星電話及び衛星FAXによる情報伝達は有効であった。
- ・ 衛星回線を利用したルートなので、災害時でも通信を確保しやすいため有効的であると考ええる。
- ・ 大規模災害時では、普通通信経路は使用不能になることが予想され、地方通信ルートは有効と考える。

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・ 地域防災計画に非常通信ルートを記載済み。
- ・ 複数の地方通信ルートを確保しているのが、これに加えて衛星電話の導入を検討するなど多様なルートを確保するよう努力したい。

(4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）

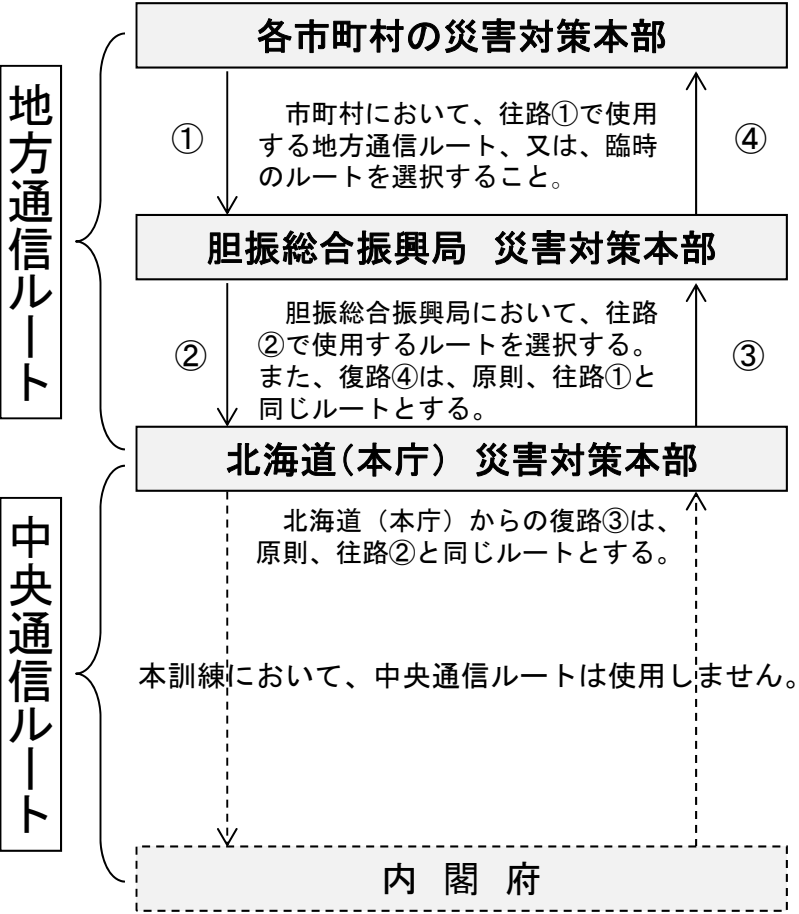
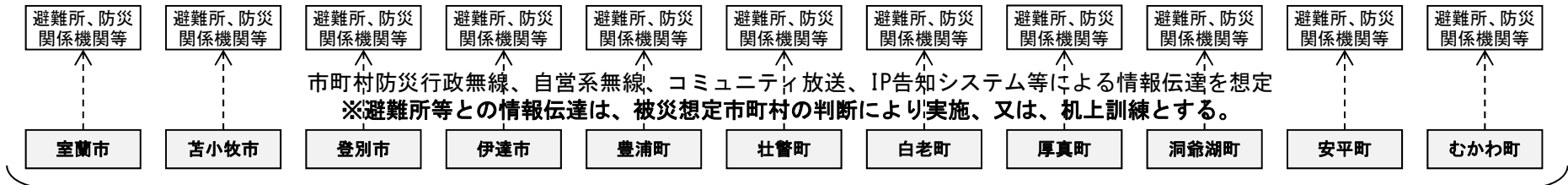
- ・ 北海道胆振総合振興局管内の全市町村が参加した。

(5) その他（訓練への提案・意見等）

- ・ 各市町の対応には、さほど影響がないかもしれませんが、送信先のFAXの混雑状況などを確認するためには管内での実施が有効と考えます。
- ・ 管内の通信状況を確認するには、よかったと思う。

以 上

平成25年度「北海道地方非常通信訓練」の実施方法(実施日時:平成26年3月26日(水)13時30分～)



<災害想定・訓練の流れ等>

- 平成26年3月26日(水)13時30分頃、北海道太平洋沖を震源とする地震が発生し、胆振総合振興局管内で震度5弱を観測した。
 また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難するとともに、一部の住民等は、近隣の市町村に避難した。
- 訓練の開始と実施方法
 - 訓練開始時刻に合わせて、被災想定市町村は、胆振総合振興局に地方通信ルート等の使用により非常通信(訓練)文を伝達する。
 なお、避難所、防災関係機関等への通信訓練は、被災想定市町村の判断により実施、又は、机上訓練とする。
 - 胆振総合振興局は、被災想定市町村から伝達された災害情報等を取りまとめた上で、北海道(本庁)へ地方通信ルート等の使用により非常通信(訓練)文を伝達する。
 - 北海道(本庁)は、胆振総合振興局から受信した情報を確認の上、地方通信ルート等の使用により胆振総合振興局に情報の受領を伝達する。
 - 胆振総合振興局は、北海道(本庁)から受信した情報を確認の上、地方通信ルート等の使用により被災想定市町村に情報の受領を伝達する。
- 訓練の終了
 - 北海道からの情報の受信を完了した訓練参加機関は、北海道地方非常通信協議会事務局へ電子メールにより「終了」の通知をすること。(「受信完了確認時刻」を付記。)
 - 全ての訓練参加機関から、「終了」の通知を受けた後、北海道地方非常通信協議会事務局は、訓練参加機関へ電子メールにより「訓練終了」を連絡する。

注・伝達経路中の○数字は、訓練の流れを表しています。
 ・訓練に使用したルートとは別のルートにより「着信確認」を行うこと。